

CDCによる米国入国後の自宅隔離措置の変更に関する各州の対応

8月25日、米国疾病予防管理センター（CDC）は、他国から米国に移動した後の措置等に関するウェブサイトを更新しました。

今次変更を踏まえ、当館から当館所管の各州に対し、「日本から入国した者に対する措置」について照会した結果は以下のとおりです。

今回の当館からの各州当局への一般的照会には、いずれの州当局も、CDCのガイドラインに従って、「日本から米国への移動者については、14日間の自宅隔離を推奨しているが義務ではない」としてはいますが、必要に応じ、ご自身で関係当局にご照会の上ご判断くださるようお願い申し上げます。

・NY州

回答：国によって異なり、日本からの移動者に対し14日間の自宅隔離を「推奨」しているが「義務」ではない。

照会先：州保健局 COVID-19 Hotline（888-364-3065）

<https://coronavirus.health.ny.gov/home>

（※ただし、州ウェブサイトのQ&A（4月15日付）P.7では義務となっている）

https://coronavirus.health.ny.gov/system/files/documents/2020/04/doh_covid19_faqs_updated_041720_2.pdf

・NJ州

回答：日本からの移動者に対し14日間の自宅隔離を「推奨」しているが「義務」ではない。ただし、日本からの渡米はCDCのガイドライン上の感染リスクの高い行動に該当するためガイドラインに従って行動してほしい。

照会先：州保健局 Coronavirus Call Center（800-962-1253）

<https://covid19.nj.gov/faqs/nj-information/travel-and-transportation/which-states-are-on-the-travel-advisory-list-are-there-travel-restrictions-to-or-from-new-jersey>

・ PA 州

回答：CDC のガイドラインに従い、日本からの移動者に対し 14 日間の自宅隔離を「推奨」しているが「義務」ではない。

照会先：州保健局（877-724-3258）

<https://www.health.pa.gov/topics/disease/coronavirus/Pages/Travelers.aspx>

・ DE 州

回答：日本からの移動者に対し 14 日間の自宅隔離を「推奨」しているが「義務」ではない。

照会先：州保健局 Coronavirus Call Center（866-408-1899）

<https://news.delaware.gov/2020/03/04/dph-opens-coronavirus-call-center/>

・ WV 州

回答：CDC のガイドラインに従い、日本からの移動者に対し 14 日間の自宅隔離を「奨励」しているが「義務」ではない。

照会先：州保健局（304-558-5358, Ext.1、州内からは COVID-19 information hotline;800-887-4304）

<https://dhhr.wv.gov/COVID-19/about/Pages/default.aspx>

・（参考）CDC による移動後の措置

1 日本の旅行健康情報は「レベル3（不要な渡航延期勧告）」となっています。

<https://wwwnc.cdc.gov/travel/notices/warning/coronavirus-japan>

2 移動後の措置

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/after-travel-precautions.html>

(1) どの場所から移動したのかに関わらず、以下の措置を取る。

- ・屋内外を問わず他者と6フィート(約1.8m)の距離を取る。
- ・屋外にいるときはマスクを着用して鼻と口を覆う。
- ・こまめに手を洗うか消毒剤を使用する。
- ・体調に注意を払い、COVID-19の症状が出ていないか確認する。体調が悪いと感じたら体温を測る。

(2) 特に、感染リスクの高い行動をした場合には到着後14日間は以下の措置を取る。

- ・可能な限り自宅に待機する。
- ・新型コロナウイルスにより重症化するリスクの高い人々に近づくことを避ける。
- ・新型コロナウイルス感染の検査を受ける。

(3) 感染リスクの高い行動の事例は、「旅行健康情報がレベル3の地域等に滞在すること」などである。

※上記1のとおり、日本は現在レベル3となっています。

- 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています(本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います。)
- 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしく願いいたします。
- 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLをご参照ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

[299 Park Avenue](#), 18th Floor, New York, NY 10171

[TEL:\(212\)-371-8222](TEL:(212)-371-8222)

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>
